

都市公園に設ける運動施設の敷地面積割合の緩和について

平成27年7月16日

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 提案概要

都市公園法（以下「法」という。）第4条に定められる公園施設の設置基準について、同法施行令（以下「令」という。）第8条に定められる、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならないという基準を、法第4条第1項に定められている都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合と同様に 参酌基準とし、地域の実情に応じた運営ができるよう、「地方公共団体の条例で定める範囲」とすることを求めるもの。

2 現状及び課題

- (1) 岐阜メモリアルセンターは、スポーツのみならず、周辺他施設と合わせ、歩いて行ける距離のエリアで、スポーツ、文化・産業イベント、コンベンションが同時に開催できる大型複合施設の集積群「世界イベント村」構想の中核として、平成3年に県都岐阜市の中心市街地に11の運動施設を有する総合運動施設として整備され、以降、県内スポーツの先導的な役割を果たす中核施設として、全国・国際大会、プロスポーツ等が開催できる高い水準を持った施設として整備してきた。
- (2) しかし、同センターは、建築から20年以上が経過し、老朽化による改修に加え、競技施設基準の改正等による競技環境の変化により、不足する機能を改修しなければトップレベルの施設水準を保つことができない状態である。
- (3) また、岐阜県では岐阜県版まち・ひと・しごと総合戦略である「清流の国ぎふ創生総合戦略」を検討しており、スポーツによる地域活性化を地方創生の主要施策の一つとして掲げている。（資料①）
また、平成27年3月に、「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定し、2020年東京オリンピックに向けて、スポーツ振興及びスポーツによる地域活性化を目標とした「スポーツ立県・ぎふ」をスローガンに推進している。（資料②）
- (4) これらの目標の実現において、岐阜メモリアルセンターは最も中心的な施設であり、今後も、国際大会等の開催が可能なトップレベルのスポーツ実施環境を整備し、かつバリアフリーやユニバーサルデザイン化により、障がい者スポーツの推進及び誰もがスポーツに参加できる環境の実現を求められている。
- (5) しかし、市街地の中心に位置していることや野球場等の大型運動施設を含めた多数の施設が集積していることから、都市公園面積にかかる建築面積及び運動施設の敷地面積が上限近くまで達しており、建築面積を緩和したとしても、敷地面積の基準に抵触し、改修が行えない状況にある。

3 具体的な支障事例

(1) 都市公園における運動施設の面積の割合は、令第8条において都市公園の敷地面積の100分の50以下とされているところ、岐阜メモリアルセンターの運動施設の面積の割合は、49.967%まで達している。(資料③)

(2) 支障事例

①大会等の運営にかかる諸室の不足

現有建物は、建築面積割合の関係から規模が小さく、不足する機能を追加する場所を確保できないため、施設の増築又は施設近隣に新設する必要がある。しかし、建築面積や運動施設面積の割合の関係から、大会等運営に使用している部屋を改修して、現有建物内で無理矢理整備しなければならない状況にある。

ア 各競技施設にドーピングコントロール室が無い ($63\text{ m}^2 \times 5\text{施設} = 315\text{ m}^2$)

ドーピングコントロール室は、施設内で退場動線からアクセスしやすい位置に、プライバシーを確保した検査室を設けなければならないが、増築が出来ないことから、場外に仮設若しくは他の部屋に機材を持ち込み、検査室として割り当てている。

長良川競技場において、諸室を改修しドーピングコントロール室を設置するが、このことにより大会運営に必要な1室が利用できなくなるとともに、対象の多い陸上競技においては、別途大会運営に必要な部屋を待合室に占用しなければならない状況にある。

イ イベント運営に必要な諸室が無い ($120\text{ m}^2 \times 1\text{施設} = 120\text{ m}^2$)

全体的・国際的大会やプロスポーツの試合においては、大会本部の他、各業務スタッフの待機場所、救護室、セレモニー出場者待機場所、記者会見場等が必要となるが、諸室が少なくテント等を用いて対処している。

②屋外トイレの不足 ($70\text{ m}^2 \times 2\text{ヶ所} = 140\text{ m}^2$)

建築面積及び敷地割合の関係から、屋外トイレが少ない。特に混雑する日にあっては、周辺駐車場での立小便の苦情が出ている。

また、障がい者に対応したトイレの個数、スペース、位置が適切ではなく、今後増加すると考えられる障がい者スポーツ大会の実施に支障が予想される。

③エレベーターの不足 ($16\text{ m}^2 \times 5\text{ヶ所} = 80\text{ m}^2$)

各施設屋内にエレベーターやエスカレーターがあるが、障がい者には使いにくい。屋外エレベーターは一か所しかなく、各施設の観客席に行くには、長大なスロープを上るしかない状況にある。

④屋内50mプール

昨今の国際大会では、屋内の50mプールで大会が実施されており、大会の誘致及びオリンピックの合宿誘致において、開催地選定の重要な要素となっている。

4 今後の整備予定

屋内50mプールのように大規模な改修は、施設そのものの在り方を検討し、新設・改築として対応すべきものであると考え、これらを除き、具体的に使用状況に合わせ改修しなければならない設備を改修したいと考えている。

- ・各施設のドーピングルームの設置 ($63\text{ m}^2 \times 5\text{ 施設} = 315\text{ m}^2$)
- ・陸上競技場の記者会見場、記者室の設置 ($120\text{ m}^2 \times 1\text{ 施設} = 120\text{ m}^2$)
- ・屋外トイレの増設 ($70\text{ m}^2 \times 2\text{ ヶ所} = 140\text{ m}^2$)
- ・屋外エレベーターの設置 ($16\text{ m}^2 \times 5\text{ ヶ所} = 80\text{ m}^2$)

5. 都市公園法の趣旨と規制の緩和

- (1) 運動施設が敷地面積の50%を超えないよう義務付けているのは、一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要性によるものであることから、この 制限を参酌し緩和するとしても、運動施設の適切な配置に伴い当然生じてくるスペースや緑地帯・通路の確保、更には運動施設を訪れる人の滞留スペースともなる広場の設置を考えると、運動施設の敷地面積割合が過大となるとは考えられない。運動施設以外の公園を利用する方にも配慮したうえで、必要最低限の要件緩和を行うものである。

都市公園は多くの県民が利用するものであり、どのような機能があるべきかは設置の目的や周辺施設の状況、住民ニーズを踏まえ、地域自らが判断していくべきと考え、参酌基準化、条例委任を提案している。

- (2) 「参酌して条例で定める」とは、法令による参酌すべき基準を十分参照した結果として定めなければならないもので、条例で定めた基準について説明責任を有することとなり、必要性が説明できる必要最低限の緩和しか認められないものと考えている。
- (3) 改修が求められる施設の面積の合計は、 655 m^2 で、改修に伴い増加する割合は、 $(655\text{ m}^2 + 115,759\text{ m}^2) / 231,669 = \underline{50.25\%}$ である。

基本目標

1.ひとを育む

結婚から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、結婚・子育ての希望をかなえる。
○成果指標P

2.しごとをつくる

新たな仕事や雇用を産み出すことにより、人口の県外流出を食い止める。
○成果指標P

3.岐阜に呼び込む

移住・定住の促進や企業等の誘致を通じ、地域の将来を支えるひとを呼び込む。
○成果指標P

4.安心をつくる

人口・世帯構造の変化に適切し、暮らしの安心をつくる。
○成果指標P

5.まちをつなぐ

市町村と県とが連携するとともに、多様な地域間連携を推進することで、地域の課題解決を図る。
○成果指標P

基本的視点

「清流の国ぎふ」創生への挑戦

右肩上がりの社会のそれとは異なる新たな価値観の下、地域を新しく創り変えるため、次の2つの視点から人口減少に挑戦

① 「人口減少そのものへの挑戦」
子どもを生みたい人の希望をかなえることなどにより、人口減少自体を解消しようとする試み

② 「人口減少社会への挑戦」
人口減少は当面継続することを正面から受け止め、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、人の流れを地方に向けて変えようとする試み

計画期間

おおむね5年間
(平成27年～31年)

推進体制

① PDCAサイクルの構築
重要業績評価指標(KPI)により政策の効果を検証し、改善を行うPDCAサイクルを構築

② 県民参加による推進

○県民や議会の意見を十分に踏まえて、取組を実施
○「ぎふ創生県民会議」において戦略の立案・推進・評価を実施

主な施策

1.ひとを育む

(1) 結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援
①非婚化・晩婚化対策
②妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減
③子育て支援の充実
④子育て世帯・多子世帯に対する経済的支援

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進
①仕事と家庭の両立支援
②女性の活躍支援

2.しごとをつくる

(1) 「岐阜県成長・雇用戦略」の推進
①企業支援機能の強化
②航空宇宙産業の製造品出荷額倍増
③成長分野のイノベーション
④地域経済の担い手の育成・確保
⑤若者・有能なものをづくり人材の確保・流出防止
⑥障がい者の一般就労拡大

(2) 観光産業の基幹産業化
①国内外からの観光誘客
②主要観光地の再生
③「岐阜の宝もの」(地域資源)の活用

(3) 県産品の販路拡大・海外展開
①県産品の販路開拓
②農林畜産物の販路開拓

(4) 未来につながる農業づくり
①農業生産基盤の強化
②農業の6次産業化の推進
③農業の担い手の育成・確保
④「里川(さとがわ)システム」の世界農業遺産認定に向けた取組推進と保全

(5) 生きた森林づくり(林業の成長産業化)
①森林経営の合理化
②優良県産材の供給倍増
③木質バイオマスエネルギーの利用拡大

(6) スポーツによる地域活性化
①スポーツによる地域振興(地域スポーツの推進)
②トップスポーツの推進
③障がい者スポーツの推進

(7) 文化・芸術の振興
①地域の文化財・民俗芸能の保存・継承

3.岐阜に呼び込む

(1) 移住・定住の促進
①首都圏を中心とした移住・定住の情報発信
②地域のニーズに対応した移住者受入体制の構築
(2) 企業誘致等の促進
①企業の誘致と県外流出の防止
(3) 大学との連携
①大学との連携促進

4.安心をつくる

(1) 暮らしの安全・安心の確保
①地域コミュニティの再生と活性化
②都市のコンパクト化と交通ネットワークを活かしたまちづくり
③空家等対策の推進
④公共施設等の戦略的な維持管理
⑤地域防災力の強化
(2) 医療と福祉の充実・連携
①医療と福祉の連携
②地域医療の充実
③救急搬送・受入体制の確保
④地域における福祉の支え合い活動の促進

5.まちをつなぐ

(1) 県内の地域間連携の推進
①広域観光の推進
・関ヶ原古戦場を核とした広域観光の推進
②産業の振興
・かかみがはら航空宇宙科学博物館の魅力向上
③防災対策の強化
④移住・定住の促進
⑤医療・福祉・教育の充実
⑥圏域・地域ごとの多様な連携の推進
(2) 近隣県との連携推進
①広域観光の推進
②航空宇宙産業の振興
③医療連携の推進

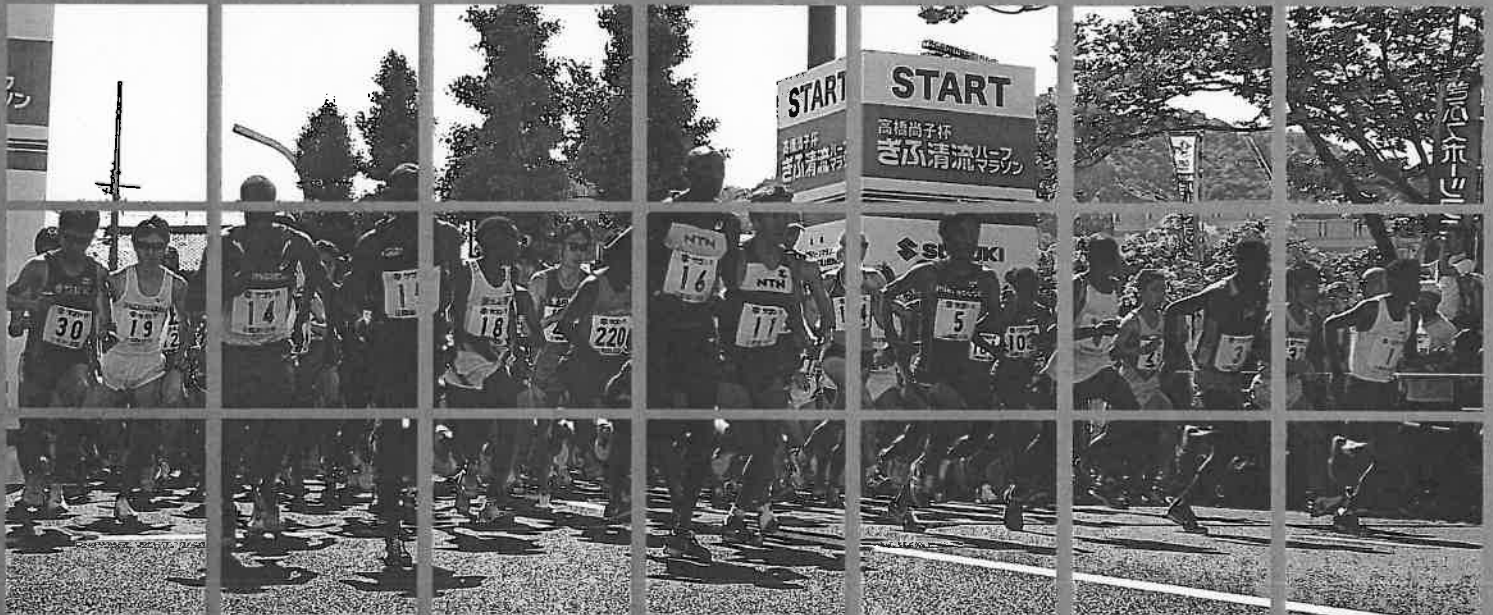
清流の国ぎふ スポーツ推進計画

(計画期間 平成 27 年度から平成 32 年度)



スポーツ立県・ぎふ

県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる、スポーツによる「清流の国ぎふ」の実現



高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン



飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア



岐阜メモリアルセンター



岐阜県グリーンスタジアム

概要版
岐阜県

目指す姿



基本目標

スポーツ立県・ぎふ

県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる、
スポーツによる「清流の国ぎふ」の実現

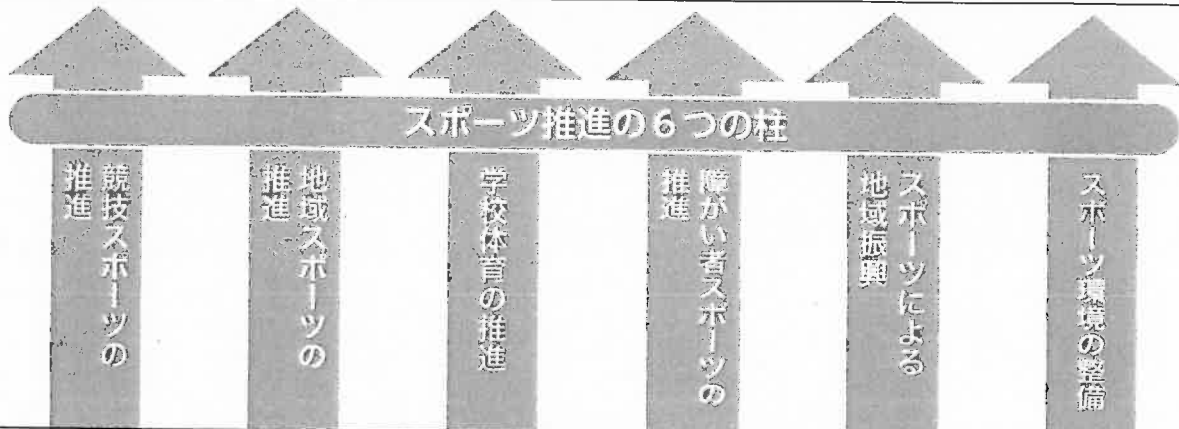
私たちは、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適性などに応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することにより、県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる「清流の国ぎふ」の実現を目指します。

計画推進の考え方

「スポーツ立県・ぎふ」を掲げ、スポーツによる「清流の国ぎふ」実現を目指す本県では、スポーツのもつ力を最大限に活用し、6つの事項を柱として計画を推進します。

スポーツ立県・ぎふ

県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる、
スポーツによる「清流の国ぎふ」の実現



スポーツのもつ力

県民に夢と感動をもたらす力

輝かしい舞台での岐阜県選手の活躍は県民に夢と感動をもたらし、地域への誇りを実感させます。

すべての県民に健康をもたらす力

年齢、関心、適性などに応じ、スポーツに親しむことにより、すべての県民の心身の健康保持・増進に寄与します。

青少年の心身を育む力

青少年がスポーツを行うことにより、心身の健康増進や豊かな人間性の涵養、規範意識の醸成につながります。

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を実現する力

障がいの種類や程度に応じたスポーツへの参加により、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、ともに生きる社会を実現します。

人々の交流と地域の活性化を促す力

スポーツを通じた住民協働により、地域内外のすべての世代の人々の交流を促進し、地域の絆づくりや活性化を促します。

スポーツ推進の6つの柱

1 競技スポーツの推進

ジュニア世代からの一貫した強化、科学的分析やそれに基づくトレーニングの導入、指導者不足の解消といった課題を解決し、本県トップアスリートの輩出を目指した競技力の向上に取り組めます。



2 地域スポーツの推進

県民の身近にある、地域におけるスポーツに着目し、スポーツに触れる機会の少ない層にスポーツに親しむ機会を提供したり、指導者やスタッフ不足を解消したり、地域におけるさまざまなスポーツクラブの強化に取り組むことで、県民の心身の健康づくりを進めます。



3 学校体育の推進

幼児児童生徒の体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るため、体育の授業をはじめとする体育的活動の充実や運動部活動の活性化に取り組むとともに、教職員等の指導力の向上に取り組めます。



4 障がい者スポーツの推進

県民の障がい者スポーツに対する理解を広げ、障がい者が「いつでも、だれでも、どこでも、気軽に」参加できるスポーツの環境づくりを推進し、より多くの障がい者がスポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を推進します。

また、パラリンピックを始めとする世界大会への選手輩出を目指し、選手強化と裾野拡大に取り組めます。



5 スポーツによる地域振興

スポーツのもつさまざまな力に着目し、「する・観る・支える」スポーツの効用を十分に生かして、スポーツを活用した交流人口の拡大や住民同士の絆づくり、まちづくりを進め、スポーツによる地域振興を推進します。



6 スポーツ環境の整備

県民のだれもが、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう、環境整備に努めます。

また、国際、全国規模のスポーツ大会の開催や国内外の代表チーム等の合宿に支障のないよう競技環境や選手滞在環境の向上に努めるとともに、競技力向上の分野においても、選手への科学的サポート機能を強化するなど、幅広くスポーツ環境の整備を進めます。



スポーツ環境の整備

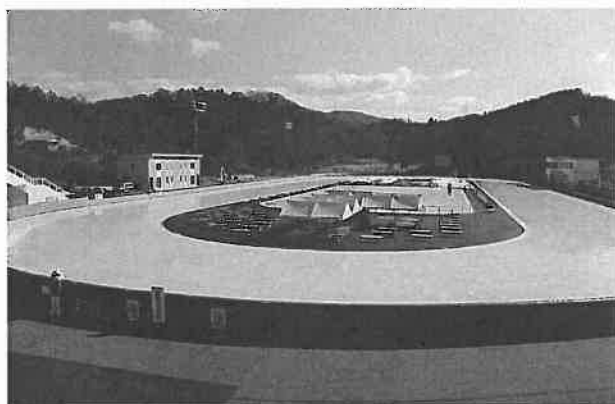
施策目標

トップレベルのスポーツ実施環境の整備と県民のだれもがスポーツに参加できる環境の実現

トップレベルの競技と、県民のだれもがスポーツに参加できる活動の2つの観点から、各スポーツ施策を効果的に推進するための環境づくりを進めます。

1 トップレベルのスポーツ実施環境の整備

- ①海外選手受け入れ環境の整備
- ②競技スポーツ施設の整備



2 だれもがスポーツに参加できる環境の実現

- ・学校体育施設や公共のスポーツ施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化と大学や民間施設のスポーツ利用への開放を促進



岐阜メモリアルセンター 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

	施設名称	面積(m ²)	備考
運動施設	本館 体育室	551	
	トレーニング室	490.49	
	で愛ドーム	5,410.00	
	ふれ愛ドーム	3,058.00	
	武道館	2,410.62	
	弓道場	2,512	
	長良川競技場	35,903	
	補助競技場	15,883.00	
	長良川球場	24,723	
	長良川スイミングプラザ*	8,883	
	長良川テニスプラザ*	15,705	
	相撲場	230	
	計	115,759	・・・(A)

運動施設率 A/B 49.967% < 50% (都市公園法施行令第8条)

敷地面積	231,669	m ² ・・・(B)
(許容運動施設面積)	115,834.5	m ²

岐阜メモリアルセンター

運動施設に供する敷地

